## 人員基準チェックリスト(通所介護・介護予防通所サービス)

事業所名称

	職種	基準(空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。)
	利用定員等	1 単位目     2 単位目     3 単位目       利用定員     利用定員       サービス提供時間     サービス提供時間       : ~ :     : ~ :
		□ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤である。
従業者	生活相談員	□ 生活相談員として必要な資格等を有している。 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・同一法人が運営する社会福祉施設等において3年以上かつ540日以上介護業務等に従事した経験があり、事業者が生活相談員としての能力を有すると認める者 □ 提供日ごとに、必要な員数の生活相談員を配置している。
	看護職員	<ul><li>□ 単位ごとに、看護職員(看護師又は准看護師)を、1以上配置している。</li><li>○ 提供時間帯を通じて専従している。</li><li>○ 提供時間帯を通じては専従していない場合、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図っている。</li></ul>
	介護職員	□ 単位ごとに、必要な員数の介護職員を配置している。  【確保すべき介護職員の勤務延時間数〉  [利用者数が 15 人未満]  単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ≧ 平均提供時間数 <sup>※4</sup> [利用者数が 16 人以上]  単位ごとに確保すべき勤務延時間数  ≧ ((利用者数−15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数  ※4 平均提供時間数:利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数  □ 単位ごとに、常時1人以上配置している。  【必要数】  必要数  時間/単位

職	種	基準(空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。)
従業機能訓練者	練指導員	□ 機能訓練指導員として必要な資格を有している。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 ・准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師 ・きゅう師 (※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に 限る。) □ 1以上配置している。
管理	者	<ul> <li>□ 常勤である。</li> <li>○ 専従である。</li> <li>○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。</li> <li>□ 事業所の管理上支障がない。</li> <li>□ 兼務する職務が次のいずれかの場合である。</li> <li>○ 当該事業所の他の職務</li> <li>○ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</li> <li>※管理すべき事業所数が過剰である場合や、併設する入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</li> <li>[兼務する職務]</li> <li>事業所名:</li> <li>所在地:</li> <li>兼務する職務:</li> <li>※介護サービス事業以外の職務についても記載すること。</li> </ul>